

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-2 (4) 統計棚卸し・品質管理の推進等 ア 統計棚卸し等	<p>① 統計調査の公表に係る作業・処理工程の見直しを図る。また、各府省における効率化努力に係る成功事例については互いに共有し、他の府省での展開につなげる。（総務省、経済統計調査に関連する全府省）</p> <p>② 重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進する。</p>
	<b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b>
	<p>③ 現在、総務省による統計調査の承認審査は、各府省が統計調査を行う際に事前に行っているが、利活用の状況等を踏まえた見直しや業務効率化・ICT化の推進、問題事案の発生防止等のため、事前の審査を簡素化・迅速化し、事後のモニタリングに重点を移す。このため、各府省の統計調査について統計精度の観点から見直すPDCAスキームの取組と合わせて、統計棚卸し（統計版BPR）を実施することとする。</p> <p>④ 統計委員会に統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等からなる統計棚卸しチーム（仮称。以下同じ。）を設置し、既存の統計全般について、具体的な棚卸し計画、棚卸し対象、棚卸し事項等を定めて定期的な棚卸しを行い、モニタリングと継続的な改善を実施すること等により、統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化等を徹底することとする。</p> <p>⑤ このため、統計委員会及び総務省は、その具体的な手法・棚卸しサイクル等について、民間部門の業務改革で活用されているBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）手法の活用を含め、前述の「政府統計の棚卸し」の実施状況も踏まえつつ早急に検討し、年内を目途に結論を得るとともに、来年度から実施する。</p> <p>⑥ 各府省は、中長期にわたる政府統計の見直し・整備を行うに当たって、当面、このような統計業務の効率化の取組と併せて、報告者負担の軽減、統計等データの利活用の促進の取組を一体的・重点的にを行い、報告者、調査実施者、統計作成者、ユーザーにわたる統計に関する官民のコストを3年間で2割削減する。</p>
	<b>現行基本計画の該当項目</b>
	<p>○ 厳しい行財政事情や調査環境の現状を踏まえ、行政記録情報の更なる活用、情報通信技術（ICT）の進展を勘案したオンラインを利用した調査（以下「オンライン調査」という。）の推進を図るなど、統計の精度を確保しつつ、効率的に統計を作成及び提供する。</p>

また、事業所母集団データベースを活用し、統計作成の正確性及び効率性を向上させるとともに、統計調査に係る重複是正や調査事項の縮減を図るなど、報告者の負担軽減を図る。【基本的な視点及び方針】

- 社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認。統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからその対応状況を計画的にフォローアップ。統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、歪みの強い分布に関する推計の改善、サービスの質の計測に関する動向等）に関する研究等の取組を推進。【第4章 基本計画の推進】

【「品質管理の推進等」から再掲】

＜平成26年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）＞（5 横断的な課題への対応）

（3）統計作成過程の見える化の推進（情報提供の充実・強化）

個々の統計調査の結果を解釈するためには、回収率や標本誤差などの統計調査の実施状況や特性のみならず、欠測値や外れ値処理、母集団推定における統計的手法を用いた作成プロセスについて理解することは、極めて重要である。

しかしながら、今回の審議で、これらの情報が十分に提供されていない事例や、提供されていても利用者にとって内容が分かりにくい事例、さらには、精度検証や母集団推定方法に関する研究を行っていないながら、情報が開示されていない事例があることが明らかになった。したがって、公的統計への理解と活用を一層推進するためには、こうした作成過程の透明化を進めることが重要である。

そのため、抽出方法、調査方法、回収率、標本数等の調査実施状況や集計方法（外れ値の処理方法、欠測値の取扱い等を含む。）の情報開示の充実が必要である。

また、精度検証や、関連する統計との整合性も考慮した集計値の比較・分析に取り組むとともに、これらの分析結果等の情報開示の充実も必要である。さらに、これらの取組に資するため、地域ごとの意味ある比較を可能とするなど統計間の比較可能性向上に取り組むことが必要である。

（5）統計改善の徹底に向けた体制の整備等

以上の取組は、各統計に共通する横断的な課題に対応するための取組であり、今後、全ての政府統計において検討し、改善を図っていく必要がある。

このような統計改善の取組を確実に実現していくためには、今後、継続的に、統計委員会が審議とフォローアップを行うことが重要で、そのために次のア）～エ）のPDCAサイクルを構築する必要がある。

ア）統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、統計のステークホルダーのニーズを広く把握した上で、対象となる統計の統計精度に関する定期的な検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。

イ）統計委員会は、ア）の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。

これまでの統計委員会の意見

	<p>ウ) 統計作成府省は、統計委員会が整理した課題解決の方針に基づいて、改善に向けた取組を着実かつ計画的に行う。</p> <p>エ) 統計委員会は、統計作成府省の改善に向けた取組についての進捗状況のフォローアップを行い、それに基づいて総務省が改善の徹底に向けた取組を更に推し進める。</p> <p>&lt;平成27年度統計法施行状況に関する審議結果（平成28年度下半期審議分）&gt;（1 統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題）</p> <p>① 標準検査の内容については、主として調査統計を念頭に設計されているが、今後、加工統計や業務統計も検討（チェック）対象とすることを想定して検査（チェック）内容を検討する。</p> <p>② 利便性に着目して「情報の見つけやすさ」、「統計の利用しやすさ」についての検査（チェック）ができないかについて検討する。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>○ 統計委員会では、平成26年度以降、未諮問基幹統計の確認審議を計画的に実施し、改善の方向性等を提示して、関係府省の取組を促進。また、府省横断的な統計技術上の課題についても、検討結果を踏まえた対応方策を提示し、ローテーションサンプリングの導入などを推進。</p> <p><b>【「品質管理の推進等」から再掲】</b></p> <p>○ 統計委員会横断的課題検討部会統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループにおいて審議し、各年度における検査（チェック）の流れ、検査（チェック）の内容（標準検査（見える化状況検査）及びオプション検査により構成）についてとりまとめを行った。当該とりまとめを受け、平成29年度においては、標準検査については全ての基幹統計調査を対象とし、オプション検査については「建築着工統計調査」の「補正調査」について「標本設計」の検査を、事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外れ値に関する原則的対応について実態を整理しているところである。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<p>○ 各府省においては、行政記録情報の活用やオンライン調査の推進を図ることにより、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているところであるが、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、更なる対応が求められている。このような中において、統計の精度向上や業務効率化、統計の利活用促進、報告者の負担軽減等を推進するため、統計委員会は、総務省及び各府省と連携し、民間部門の業務改革で活用されているBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）手法を活用した「統計棚卸し」を、既存の政府統計全般（基幹統計、一般統計、業務統計、加工統計）を対象に、企画、実査、審査・集計、提供・利活用の各段階において、共通的な視点で棚卸しを計画的に実施することとし、まずは3年から5年にかけて一巡することを本文に記載することとしてはどうか。（①～⑤）</p> <p>○ 総務省による統計調査の承認審査について、上記の統計棚卸しの取組や政策立案過程総括審議官（仮称）等と連携を図りつつ、簡素化・迅速化することを本文に記載してはどうか（③）</p>

	<p>○ 官民の統計に関するコスト削減を着実に進めるため、統計の官民コスト（統計の調査実施者及び作成者、報告者、ユーザーの作業等に要する時間コストの合計。「統計改革推進会議最終取りまとめ」に基づく統計改革の取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外）を3年間で2割削減するとの目標を掲げて、取組を推進することとしてはどうか。なお、その際の留意点として、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないよう、統計委員会が注視することを本文に記載してはどうか。(6)</p> <p>○ 標準検査やオプション検査による統計精度検査の取組については、平成29年度に総務省において実施した取組の結果、①各統計におけるHPへの掲載情報の更なる充実、②建築着工統計調査（補正調査）における標本設計の見直しの必要性、③事業所及び企業を対象とする統計調査における欠測値補完・外れ値処理方法の検証や見直しの必要性が判明するなど、その有効性は確認された。このことから、この取組を効率的かつ継続的に実施するため、標準検査は統計棚卸しで一体的に行うこととし、オプション検査については対象となる統計を選定するなど計画的に行う必要があるのではないかと。また、今般の統計精度検査を通じて判明した課題については、次期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むことを本文に記載するとともに、その取組状況をフォローアップすることが必要ではないかと。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 統計に関する官民のコスト削減のための計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、平成32年度までの3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。（総務省、各府省）</p> <p>○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。（総務省、各府省）</p>
備考（留意点等）	—